

退職慰労金支給内規

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人九州経済調査協会(以下「本協会」という)の役員の退職慰労金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この規定は、常勤の役員に適用する。

- 2 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、定年、辞任又は死亡により退職した者に支給する。
- 3 次の各号の一に該当するときは、退職慰労金を減額し、または支給しないことができる。
 - (1) 退職に当たり、所定の手続き及び事務処理をせず、本協会の業務運営に重大な支障をきたした場合
 - (2) 退職に当たり、本協会の社会的信用を傷つけ、または在職中知り得た本協会の機密を漏らし、本協会に損害を与えた場合
 - (3) 理事会において役員を解任された場合
 - (4) その他前名号に準ずる行為があり、理事会において減額ないし不支給を適当と認められた場合

(定年)

第3条 理事長は満65歳、常務理事は満62歳を超えて選任されないものとする。
但し、特別の事情がある場合は引き続き役員に就任することができるものとする。

(支給基準)

第4条 退職慰労金は、次の方法により算出した額とする。

- (1) 役位別最終月額報酬×支給率×役位別在職年数 の算式により算出した額の合計額
- (2) 支給率は理事長1.4、常務理事は1.3とする
- (3) 理事長で退任の場合、その常務理事当時の慰労金は、理事長退任時における他の常務理事の月額報酬を基準とする。

(特別功労金)

第5条 理事会は、在職中特に功績顕著と認められる役員に対しては、理事会の同意を経て前条により算出した金額に、その30%を超えない範囲で特別功労金として別途支給することができる。

(在職期間の計算)

第6条 役員の在職年数は、役員就任の月から退任又は死亡の月までとする。

- 2 在職年数は、1ヶ年単位とする。ただし、在職年数に1年未満の端数があるときは、月割計算とする。
- 3 年度中に役位に異動が生じたときは、異動の月から新しい役位を適用する。

附 則 この規定は、平成14年8月5日から施行する。

平成25年4月1日一部改訂(財団法人から公益財団法人へ名称変更)